

習志野市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領 【ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税・ふるなび用】

1. 目的

本市は、平成29年10月より、ふるさと納税制度を活用し、本市の魅力を広くアピールするとともに、市内における事業者の更なる発展を図るため、寄附者に対し、本市の特色や魅力を活かした商品やサービス等を返礼品として贈呈しております。このことについて、返礼品として商品やサービス等を提供いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集いたします。

なお、本市では効率的な返礼品等の手配から発送、個人情報 の適正な管理等安心で安全な運営に万全を期すべく、後述の「取りまとめ委託事業者」へ一括委託をしております。

2. 協力事業者の要件

協力事業者となつていただくには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 各種法令、条例等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 法人市民税、固定資産税などの市税滞納がないもの。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- (4) 個人情報を取扱うため、漏えいや目的外使用などをしないこと。

※ ただし、上記の要件に適合しても、市が事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

3. 返礼品の認定基準

提案していただく返礼品は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (ア) 習志野市の特色や魅力について「愛着を感じる」「体感できる」「懐かしんでいただける」ような商品またはサービスであり、習志野市を全国的にアピールすることや、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (イ) 習志野市内において生産、製造若しくは加工された若しくは市内の原材料を使用している物品又は提供される役務その他これらに類するものであって、総務大臣が定める基準に適合するものであること。
- (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱とする。）
- (エ) 食料品等の場合、消費期限が、発送し寄附者へ届く期間より長期であること。
- (オ) 市に対し、必要書類の提出が可能であること。

4. 寄附金額の設定

市場価格（梱包代含む）が寄附金額に対して28%以下になるように寄附金額を設定します。また、寄附金額は5,000円から1,000円単位で設定します。

ただし、返礼品が提供される役務その他これらに類するものに当たる場合で、この通知等が、普通郵便、メール便等で送付できる場合は、市場価格（梱包代含む。）に500円を加えた額が、寄附金額に対して30%以下になるように設定することができます。

5. 協力事業者としてのメリット

- (1) 本市指定のふるさと納税の専門インターネットサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載されることで、全国に広くアピールすることができます。
- (2) 全国に品物を発送した事例がない場合においても、品物発送時の伝票記入の手間を省くサービスの導入や、梱包に関する相談の受付など、発送業務を丁寧にサポートします。
- (3) 「取りまとめ委託事業者」が返礼品の取材や紹介文などを作ることで、PRのお手伝いをします。

6. 申込期間

申込は随時受け付けています。申込を希望する場合は、取りまとめ委託事業者にご連絡ください。（※申込時期により返礼品の取扱開始時期が異なります。）

7. 取りまとめ委託事業者

会社名	株式会社フューチャーリンクネットワーク
主な事業	ふるさと納税情報に関するサイト運営、返礼品の管理、発送、入金管理等
代表取締役社長	石井 文晴
設立年月日	2000年3月2日
本社住所	千葉県船橋市西船4-19-3 西船成島ビル
TEL	047-495-0635
FAX	047-495-0625

8. 申込方法

提出先：「(株)フューチャーリンクネットワーク」

様式：(様式2)生産者・返礼品申請書 ※習志野市宛て

(申請書の提出先は、委託事業者である「(株)フューチャーリンクネットワーク」となりますので、御注意ください。)

※ 申込書の提出に当たっては、委託事業者から適宜サポートを行います。申込書提出前に一度フューチャーリンクネットワークにご連絡ください。

- ※ 申込書の提出後に、必要とする書類がある場合には、委託事業者から提出の依頼を行いますので、御協力をお願いいたします。
- ※ 申請書類の提出先は、委託事業者である「(株)フューチャーリンクネットワーク」となりますが、本申請は同社を経由し、習志野市に対して行われます。

9. 協力事業者への依頼内容

協力事業者は、業務の円滑な運用のため、市の定める方法での返礼品発注への対応、発送、精算をお願いします。

10. 届け出義務

返礼品の採用後、次のいずれかに該当するときは、速やかに取りまとめ委託事業者まで届け出てください。

- (1) 返礼品の発送に遅延が生じたとき
- (2) 返礼品の製造やサービス提供等が中止、終了となる恐れが生じたとき
- (3) 返礼品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき
- (4) 登録された返礼品の内容に変更が生じたとき

11. 採用の取り消し

次のいずれかに該当するときは、協力事業者及び返礼品の採用を取り消します。

- (1) 申込内容に虚偽があった場合
- (2) 本要領に違反したと判断した場合
- (3) 習志野市へ損害を及ぼす行為があった場合
- (4) その他、市がふさわしくないと認めた場合

12. その他留意事項

返礼品に関して、寄附者より苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めてください。また、その内容について取りまとめ委託事業者へ必ずご報告ください。

13. 個人情報の保護

協力事業者は、この事業により取得した個人情報を返礼品等の送付以外の目的に使用することはできません。(ダイレクトメールの送付などの二次利用や第三者への漏えいは禁止します。)また、協力事業者でなくなった後も同様です。

- ※ 返礼品等発送時にパンフレット等を同梱したことにより、寄附者から直接商品の発注があり、入手した情報は対象外とします。